

# 特定非営利活動法人飯能市体育協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人飯能市体育協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県飯能市大字阿須812番地3に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、飯能市民並びに近隣住民に対し、体育・スポーツの振興、健康体力づくり、競技力の向上に関する事業を行い、スポーツの健全な普及発達に努め、明るく健康的なまちづくりとスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①市民スポーツ、生涯スポーツの普及・推進事業
  - ②各種スポーツ教室及び大会等開催事業
  - ③スポーツに関する調査、研究及び広報活動
  - ④功労者等表彰事業
  - ⑤体育施設の管理・運営に関する事業

- (2) その他の事業

- ①物品販売業
- ②広告代理業

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」

という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において出席正会員の3分の2以上の同意によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上40人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、会長1人、副会長3人以内、理事長1人、副理事長2人を置く。

- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 6 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (役員職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、運営全般について掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長は理事会を統括し、副理事長は理事長を補佐し、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

#### (役員任期等)

- 第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 2 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
  - 3 役員は、再任されることができる。

#### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (役員解任)

第17条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の数全体の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第19条 この法人は、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の要請により会議に出席し、諮問に答えることができる。

(事務局及び職員)

第20条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

- 2 事務局長及び職員は、会長が任免し有給とする。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 会議

(総会の種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会員の除名
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理方法
- (10) その他新たな義務の負担及び権利の放棄(第32条第1項第4号の規定を除く。)
- (11) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 第14条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議長及び議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び既定予算の変更及び追加
- (4) 借入金の決定
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 委員会の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき
- (3) 第14条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、会長が指名した場合はその限りではない。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決するか、または出席する他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること。)
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

## 第6章 委員会

(委員会)

第40条 この法人に、専門事項を調査研究し事業を推進するため、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、理事会の議決を経て、理事をもって組織する。
- 3 委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第7章 部会

(部会)

第41条 この法人に、スポーツの健全な普及発達のため、次の部会を設置する。

- (1) 飯能市スポーツ少年団
  - (2) 飯能市スポーツ指導者協議会
  - (3) 飯能市中学校体育連盟
  - (4) 飯能市レクリエーション協会
- 2 各部会について必要な事項は、別に定める。

## 第8章 資産及び会計等

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。  
2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って、行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。  
2 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。  
2 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。  
3 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会で議決を得なければならない。  
2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 雑則

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長	利根川 享
副会長	秋澤 稔
理事長	山下 正夫
副理事長	平沼 則子
副理事長	内沼 房二
理 事	鎌田 保則
理 事	柿沼 栄二

理	事	浅見光男
理	事	小柳キヨ子
理	事	佐藤利夫
理	事	岡部素明
理	事	井上孝樹
理	事	本橋英男
理	事	関口正博
理	事	鈴木利雄
理	事	梅本裕昭
理	事	加藤三郎
理	事	須田忠男
理	事	小幡 巨
理	事	新美公衛
理	事	中里和子
理	事	大野かよ子
理	事	攝田伸司
監	事	粕谷健治
監	事	鈴木勝幸

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、0円とする。
- 7 この定款は、平成20年6月5日から施行する。
- 8 この定款は、平成21年2月25日総会で一部改定承認、定款変更に係る県の認証を得て施行する。